# NEW ZEALAND NOTES

# ニュージーランド・ノート

第 18 号

2016年3月31日発行

| 【巻頭言】<br>ニュージーランドの近況・・・・・・・・・・・・・・・・・和田 明子                    | 1   |
|---|-----|
| 【研究ノート】   |     |
| A Kiwi living in Shonai • • • • • • • • • • • • • • • • • • • | 3   |
| 「復興」から「再生」へ ~復興庁廃止とクライストチャーチ地域再生法制定を中心に                       |     |
| ・・・・・・・・・・・・・・ 和田 明子  | 9   |
|   |     |
| 【ニュージーランド短期語学留学】  |     |
| 宝物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 萩田 茜                                | 2 4 |
| インターンシップ・イン・ニュージーランド・・・・・・・・・横山 美瑠姫                           | 2 7 |
|   |     |
| 【編集後記】  |     |
| 活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                      | 3 0 |

# NEW ZEALAND NOTES

Vol.18 March 2016

| [Preface]   |     |
|---|-----|
| Latest News on New Zealand • • • • • • • • • • • • • • • • • • Akiko WADA                                   | 1   |
| [Research Note]   |     |
| A Kiwi living in Shonai · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 3   |
| From Recovery to Regeneration : Abolition of CERA and Enactment of Greater<br>Christchurch Regeneration Act |     |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 9   |
| [Reports from Students on the Study Abroad Programme in New Zealand]  |     |
| Treasures · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 2 4 |
| Internship in New Zealand · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 2 7 |
| 【Editorial Note】  |     |
| Statement of Activities · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   | 3 0 |

#### 【巻頭言】

## ニュージーランドの近況

和田 明子(東北公益文科大学前教授)

2011年2月22日のクライストチャーチ地震の発生から2016年2月で5年となった。発 災から5年間被災地の復興を主導してきたカンタベリー地震復興庁(Canterbury Earthquake Recovery Authority: CERA)は同年4月に廃止され、代わりにクライストチャーチ地域の「再生 (regeneration)」を担うクライストチャーチ地域再生機関(Regenerate Christchurch)がクライストチャーチ地域再生法(Greater Christchurch Regeneration Act)に基づき創設された。クライストチャーチ地域に大きな被害をもたらした地震からの復興は、復興庁廃止により終止符が打たれるのではなく、今後は同地域の「再生」を目指し様々な取組みが公民連携によって続けられる。

2016年3月には、前年から行われていたニュージーランド国旗の変更を問う国民投票の 最終結果が公表された。その結果、現行国旗の支持が多数を占め、国旗の変更は行われな いことになった。

以上の「震災からの復興」及び「国民投票」は、日本においても同時期に課題となった ことであり、ニュージーランドの研究から日本が得られる示唆も大きいものと考えられる。 そのほか、日本及び世界におけるニュージーランドの話題としては、次の点が挙げられ る。

まず、日本においては、2016年1月に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「ホストタウン」の第一次登録が公表され、ニュージーランドのホストタウンとして、神奈川県厚木市・岡山県倉敷市・大分県別府市の3自治体が登録された。ホストタウンは、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を進める自治体であり、今後も第二次以降の登録・公表が予定されている。ホストタウンの取組みを通じて、日本とニュージーランドの交流が一層盛んになることが期待される。

国連においては、2016年4月に、ヘレン・クラーク前ニュージーランド首相・現国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)総裁が正式に2017年1月からの次期国連事務総長に立候補を表明した。次期国連事務総長には既に複数の立候補者がいるが、クラーク前首相の立候補表明の時点で同氏を含めた4名が女性である。非核政策を展開する小国ニュージーランドは国連事務総長を輩出するのにふさわしい国であり、初の女性事務総長を待望する観点からもクラーク氏の就任は望ましいと考えられる。もしも、クラーク国連事務総長が実現すれば、日本におけるニュージーランドの知名度や関心度も

高まることが予想される。その意味からもクラーク国連事務総長の誕生を期待したい。 以上が、筆者から見たニュージーランドの主な近況である。

#### A Kiwi living in Shonai

## Timothy Bunting (Assistant Professor, Tohoku Koeki University)

Whenever I tell people that I live in Japan, most people are shocked to hear that I do not live in one of the main centres. In fact, where I live is both geographically and culturally about as far from the main centres as you can possibly get. I was brought up in Lower Hutt, part of Wellington, the capital of Aotearoa New Zealand, and I first came to the Shonai region of Yamagata as an Assistant Language Teacher (ALT) on the JET Programme in 2010. It is a testament to the place that I am still living here more than five years later. It is important to keep in mind that this essay is purely opinion-based, and there are many anecdotes, although empirical data has been used when appropriate. This essay will firstly describe the similarities between New Zealand and Shonai that make them both wonderful places to live in. Secondly, the essay will contrast differences between the two places I call home, such as the balance between work and life and the role of women, and in the process offer advice from the perspective of a Kiwi living in Shonai.

Wherever you are in New Zealand, it is easy to get out into nature. This is true whether you live in the countryside, or even in the centre of a big city like Wellington or Auckland. Shonai is very similar in that respect with the sea, rivers, waterfalls and mountains all within a stone's throw. It is always very tempting to go out for a swim or bike ride in the summer, go mountain climbing or riverboat riding to see the colorful foliage in the autumn, go snowboarding or skiing in the winter, and to top it off, enjoy some locally made Nihonshu under the cherry blossoms with friends during the spring.

For someone like me who enjoys instantly being able to get out into nature, Shonai has everything I need right at my doorstep.

Not only can you enjoy nature like in New Zealand, but you can also enjoy the wonderful food on offer year-round. The freshest fish is available from the Sea of Japan, and a various array of mountain vegetables and other locally picked delicacies are readily available to complement some of the best rice that Japan has to offer. New Zealand and Shonai both have a strong agricultural industry and it is hard to beat a good meal at one of Shonai's many traditional Japanese restaurants, or even a simple home-cooked meal. It's not just me who thinks this about the food; Tsuruoka City, to the south, was recently named a creative city of gastronomy by UNESCO for its gastronomical and agricultural prowess (Tsuruoka Creative City of Gastronomy Promotion Council, n.d.). In other words, Shonai offers some of the best cuisine in Japan, a nation that for good reason prides itself on its food.

Shonai is also the home to a very deep and rich culture. Firstly the Three Mountains of Dewa; Mt. Haguro, Mt. Gassan and Mt. Yudonosan, have been the home to *shugendo* pilgrimages for centuries now (for more see Sekimori, 2005, and Sekimori, 2009). Other amazing places that I love to visit include Tamasudare falls and Maruike lake, as well as other historical places such as the Sankyo Rice Warehouses, Soumaro where performances by trainee *Geisha* called *Maiko* are given, the Domon Ken Photography Museum, Kaikouji where mummies are kept, Gyokusenji with its world class gardens, not to mention the Former Honma Residence, once home to one of the richest families in Japan. This much history and culture is all available within the Shonai region and it is sometimes very hard to justify leaving.

In terms of length of time, New Zealand's history pails in comparison to Japan's, however its depth of culture is another story altogether. New Zealand prides itself in being the home of the indigenous Maori. Aotearoa is the Maori word for New Zealand and means 'The Land of the Long White Cloud'. Due to New Zealand's dominance in rugby, perhaps the most famous part of Maori culture is the Haka, a war dance performed before international matches of any sport. Te Reo Maori is one of the country's three national languages (the others being New Zealand English and New Zealand Sign Language) and has enjoyed a revival since the 1980s with inclusion as a compulsory subject until the first year of high school, all official governmental forms and signs requiring the inclusion of Maori, as well as a television channel (for more see May, 1999). Japan could follow in New Zealand's footsteps with support for indigenous languages such as Ainu and Ryukyu, however New Zealand still has a long way to go to improve the status of Maori culture and language in everyday life.

One big difference between Japanese and New Zealanders is their attitude to work. New Zealanders tend to 'work to live' as opposed to the Japanese tendency to 'live to work'. If your shift finishes at 5pm, most New Zealanders would already be out the door by then. In contrast, Japanese people generally feel uncomfortable leaving before their superiors, and *sabisu zangyo*, or unpaid overtime, is not unheard of. Nevertheless, something should be said for the dedication that the Japanese give to their work. New Zealanders in general have a "she'll be right" attitude, meaning we think things will always work out for the best. I am of the belief that we should try our best at everything we do so that we don't leave the results to fate, and it seems this is built in to the psyche of the average Japanese person. New Zealanders could potentially achieve better work results if they followed this mantra.

In saying that, there is a limit. In my experience Japanese people often stay at work later than a New Zealander would. I often get the impression that the reason for this is that the Japanese are working for social conformity, rather than to support their lifestyles. In Japan, either due to company policy or for personal reasons, people are less inclined to take a break from work for fear of burdening their coworkers or companies, which would in turn leave a bad social image. It seems that they are more worried about keeping their job than enjoying what life has to offer. This leads to things such as *karoshi*, the Japanese term for death from overwork, a term so prevalent that it has entered the English lexicon. Fortunately in recent years the Japanese government has been cutting down on so-called "black companies", or companies that conduct unethical business practices, which shows that it is not something that has just been pushed under the rug.

Politically New Zealand and Japan are quite opposite with New Zealand being relatively progressive and Japan being relatively conservative in their approach to governance. This may lead to what in my opinion is the biggest difference between New Zealand and Japan: the role of women. From what I have seen Japan is still a very patriarchal society, and even though more and more women have been entering the workforce for decades now, it is still very common to see a split between the traditional role of males and females in a household. In New Zealand, the distinction between traditional male and female roles has been blurring extensively over the past 50 or so years, and in my own case I split the housekeeping duties with my wife. This is not only so in private life but also in public. In 2006 New Zealand's Prime Minister, Governor General, and the CEO of its largest company were all roles held by women. Since 1999 the percentage of women in parliament in New Zealand has stagnated at around 33%, which is much higher than Japan who are yet to reach 10%, and it is said

that if Japan were to remove barriers to women's participation in the workplace, that they would see more returns on their investment in human capital (World Economic Forum, 2015, p. 41). This does not mean to say that Japan has not been changing, however, and as with black companies a change is on the horizon in Japan.

Current Prime Minister Shinzo Abe has recently pledged policies that encourage the presence of women in high-power roles, including doubling the number in ministerial positions (World Economic Form, 2015, p. 27). Not only that, but the term *ikumen*, or males who help out with child rearing, has been gaining increased popularity recently, showing an increase in the number of men wanting to provide more support in the household. To further advance the power of women in Japan, I feel we should also try to improve current overall work conditions. I have heard of a lot of women who would like to work, but not in a Japanese company due to the work conditions. This limits the amount of money a household earns, meaning the expensive process of raising a child is overlooked, further impacting the aging society. By allowing women to choose to work in a place where they feel welcomed and have their needs met, not only will women be able to reap the rewards of working to their full potential, but the burden of an aging society will also be reduced.

This essay has discussed the reasons why a Kiwi would choose to live in the Shonai region of Yamagata, Japan, while also offering some points of advice for the two cultures that I call home. If you could choose to live anywhere in the world, where would you choose? For me, I was very fortunate to come across the Shonai region, a place that has become my second home. Although this essay is by no means academic due to the many anecdotes and opinions, I hope it has made you consider your current living situation in an effort to help us all appreciate the places we live in.

#### References

May, S. (Ed.). (1999). *Indigenous Community-Based Education*. Great Britain: Short Run Press.

Sekimori, G. (2005). Paper Fowl and Wooden Fish: The Separation of Kami and Buddha Worship in Haguro Shugendō, 1869-1875. *Japanese Journal of Religious Studies 32*(2), 197-234.

Sekimori, G. (2009). Shugendo: Japanese Mountain Religion – State of the Field and Bibliographic Review. *Religion Compass* 3(1), 31-57.

Tsuruoka Creative City of Gastronomy Promotion Council. (no date). *Tsuruoka, Japan, a Creative City of Gastronomy*. Retrieved from http://www.creative-tsuruoka.jp/english/.

World Economic Forum. (2015). *Insight Report: The Global Gender Gap Report 2015.* Retrieved from http://www3.weforum.org.

### 【研究ノート】

「復興」から「再生」へ 〜復興庁廃止とクライストチャーチ地域再生法制定を中心に

和田 明子(東北公益文科大学前教授)

#### 1. はじめに

2011 年 2 月 22 日のクライストチャーチ地震1の発生から 5 年が経過し、2016 年 4 月には カンタベリー地震復興法(Canterbury Earthquake Recovery Act、以下「復興法」という) の規定に基づき同法が廃止された。同法に代わる新法として、クライストチャーチ地域再 生法(Greater Christchurch Regeneration Act)が 2021 年 6 月 30 日まで約 5 年間の時限 立法として制定された。それらの動きに合わせて、カンタベリー地震復興庁(Canterbury Earthquake Recovery Authority: CERA、以下「復興庁」という)が他機関に機能を移管 した上で廃止され、代わりに政府とクライストチャーチ市の共同出資により「クライスト チャーチ再生機関(Regenerate Christchurch)」が 2021 年 6 月 30 日まで約 5 年間の時限 機関として創設された。発災から5年を迎え、2015年度はまさに震災からの「復興 (recovery)」から地域の「再生(regeneration)」へと移行した時期であるととらえられる。 筆者は 2011 年度から毎年カンタベリー地震からの復興の過程を、復興法に基づき創設さ れた復興庁と、同法に基づき策定された復興戦略(Recovery Strategy for Greater Christchurch)及びクライストチャーチ中心部復興計画(Christchurch Central Recovery Plan) の進捗状況を中心に整理してきた(和田, 2012b;和田, 2013;和田, 2014;和田, 2015a)。 本稿では、復興法廃止と新法制定、そして復興庁廃止と新機関創設までの経緯を整理し、 2016年4月以降の新たな震災復興・再生体制を確認した上で、それらがニュージーランド の地方自治制度の中でどう位置づけられるのかを検討する。それにより、今後のカンタベ リー地震の復興行政研究の一助とすることを目的とする。

#### 2. 移行の経緯

クライストチャーチ地震の発生から約 2 ヶ月後の 2011 年 4 月 18 日に施行された復興法は5年間の時限立法であり(同法第 93 条)、同法の廃止に伴い復興庁も廃止される予定であったため、廃止まで約 1 年半となった 2014 年 9 月 2 日に復興大臣(Minister for Canterbury Earthquake Recovery)は次の 4 点を発表した(CERA, 2014a, p.13: 和田, 2015a)。

<sup>1</sup> 本稿では、2010年9月に発生した本震をダーフィールド地震、2011年2月に発生した最大余震をクライストチャーチ地震と呼び、それらの一連の地震をカンタベリー地震と呼ぶ。

- ① 2015年2月1日から復興庁を首相内閣府(Department of Prime Minister and Cabinet) の外局 (Departmental Agency) とすること。
- ② 復興庁の機能・権限を地方自治体・他省庁・その他機関に移管するための移行計画 (transition plan) を策定すること。
- ③ 復興法の見直しを行い、不要な権限の廃止と必要な権限の延長を行うこと。
- ④ 移行計画の策定と復興法の見直しについて助言するため、被災自治体及び関係機関 から成る諮問委員会を設置すること。

以上の方針に基づき、2014年12月22日に移行に関する諮問委員会(Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements) が設置された2。委員長には南島出身の 元首相(国民党)で復興審査会(Canterbury Earthquake Recovery Review Panel)3の委 員を務めていたジェニー・シップリー氏が、また委員には被災3基礎自治体・カンタベリ 一広域自治体(Canterbury Regional Council)・先住民族マオリ団体(Te Runanga o Ngai Tahu) のそれぞれの長のほか、民間ビジネス部門(business sector)・コミュニティ部門 (community sector)・社会福祉部門 (social sector) の代表者の計 11 名が任命された。諮 問委員会の役割は、復興法・復興庁の廃止後のあり方・体制について復興大臣に提言する ことであった (Advisory Board on Transition on Long Term Recovery Arrangements, 2015a, p.4)<sub>o</sub>

2015年2月には、復興庁が首相内閣府の外局に移行した4。外局とは、キー国民党政権下 の公的部門改革の一環として 2013 年国家部門法(State Sector Act)改正により新たに創 設されたニュージーランド中央省庁の一組織形態である。関係する二つの省庁を独立のも のとせず、一方を他方の「外局」と位置づける5ことにより、両省庁間の連携を強化しよう とするものであった (New Zealand Government, 2012, pp.6-7)。特に復興庁を、省庁間の 政策調整を任務とする首相内閣府の外局に置くことにより、復興業務を政府活動の中心に 据えるとともに、復興業務に関する関係機関の連絡調整が円滑に行われることを目指した (CERA, 2014a, p.13)<sub>o</sub>

2015年7月には、諮問委員会が最初の報告書('First Report to the Minister for Canterbury Earthquake Recovery') を公表した6。そこでは、

(http://cera.govt.na/news/2014/huge-experience-on-transition-advisory-board-22-dece mber-2014) (2015年2月23日アクセス)。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> CERA 'Huge experience on transition advisory board'

<sup>3</sup> 復興法は今回の災害に緊急に対処するため政令により必要な法改正ができる特例制度を 設けた(同法第 71 条)が、復興審査会はその政令の妥当性を事前審査する機関である。

<sup>4</sup> 復興庁の創設と同様、政令により行われた。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 具体的には、本省(host department)となる省庁は外局(departmental agency)に関 する政策提言を行う権限が与えられたことと、財務諸表が外局単独では作成されず本省と 外局の連結財務諸表のみが作成されること以外は、独立の省庁と概ね同じである(New Zealand Government, 2012, pp.6-7).

<sup>6</sup> 最終報告書(Final report of the Advisory Board on Transition to Long Term Recovery

- ① 心の復興(psychosocial recovery)を進めるために策定された「共同行動計画 (Community in Mind: Shared Programme of Action)」の実施体制である中央省庁・ 地方自治体・大学・NGO など約 30 の関係機関から成る委員会(Psychosocial Committee)の体制を強化すること、
- ② 国所管の主要プロジェクト (anchor project) 及び国・市共管のプロジェクトを実施・進行管理するための事業機関 (commercial entity) を創設すること。また、クライストチャーチ市・カンタベリー広域自治体・復興庁のチーフ・エグゼクティブは、クライストチャーチ中心部の開発許可手続きの簡素化を図るため窓口の一本化を早急に検討すること、
- ③ 新法で引継ぐべき・修正すべき・廃止すべき・創設すべき権限、
- ④ 3 基礎自治体・カンタベリー広域自治体・ニュージーランド交通局7 (New Zealand Transport Authority)・マオリ団体が震災前に共同で策定した都市開発戦略 (Urban Development Strategy: UDS) の実施体制 (Urban Development Strategy Implementation Committee: UDSIC) である6者による横断的体制をさらに市民に見えやすい体制とすること、

などが提言された(Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements, 2015a)。

それに先立つ同年6月には、復興大臣とクライストチャーチ市長が共同で同市の再生を実現するため「クライストチャーチ再生(Regenerate Christchurch)」(仮称)という新機関の創設を検討していたが(CERA, 2015d, p.14)、9月にはその概要が公表された。そこでは、政府とクライストチャーチ市が共同出資で「クライストチャーチ再生機関」を創設し、5年後にはクライストチャーチ市出資機関(council controlled organisation)に移行すること、また2015年7月にクライストチャーチ市が100%出資で創設したクライストチャーチ開発株式会社(Development Christchurch Ltd.)と、政府がこれから100%出資で創設する株式会社と協力して、クライストチャーチ再生機関は業務を遂行することなどが示された8。政府と基礎自治体が共同出資で公的機関を設置するのはニュージーランドでは初めてのことであり、今後の政府と自治体の協働の新しい形態を示すものとされた9。また、

Arrangements)は 2015 年 12 月に公表されたが、最初の報告書の提言がどれほど実現したか、また主要プロジェクトがどれほど進捗したかなど、2016 年 4 月から始まる新体制の準備状況を確認する内容であった。

<sup>7</sup> クラウン・エンティティ(Crown entity)である。クラウン・エンティティとは、ニュージーランドの国家部門(state sector)の構成組織から、省庁・中央銀行・国会機関・国有企業等を除いた組織の総称であり、クラウン・エンティティ法(Crown Entities Act)に基づき運営される。

<sup>8</sup> CERA 'Regenerate Christchurch agency confirmed' (http://cera.govt.nz/news/2015/regenerate-christchurch-agency-confirmed-25-septemb er-2015) (2015年12月26日アクセス)。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> CERA 'Regenerate Christchurch agency confirmed'

クライストチャーチ再生機関が5年後に移行する「地方自治体出資機関(council controlled organisation)」とは、地方自治法(Local Government Act)第6条に基づくもので、地方自治体が50%以上の議決権又は50%以上の理事の任命権を持つ機関である。中央省庁であった復興庁を政府・自治体の共同出資機関にし、さらに5年後には自治体出資機関に移行することをあらかじめ示すことにより、中央集権的であると批判されることの多かった復興庁を中心とする震災復興行政体制を地方分権化しようとする姿勢であるととらえられる。

10月には、移行計画(Transition Recovery Plan)が策定された。同計画は、復興法上の復興計画(recovery plan)の一つとして策定されたため、同法第 20 条に規定する市民からの意見公募手続きを経て策定された10。同計画では、クライストチャーチ再生機関・クライストチャーチ開発株式会社・政府出資株式会社の 3 機関を含む新体制と復興法に代わる新法の概要が説明された。新体制としては、ビジネス・イノベーション雇用省(Ministry of Business,Innovation and Employment)が建築物の復興を、土地情報庁(Land Information New Zealand)が政府が被災者から購入した建築不能地域(red zone)の土地の管理・検討を、保健省(Ministry of Health)とカンタベリー地域保健委員会11(Canterbury District Health Board)が心の復興(psychosocial recovery)12を、首相内閣府が政策調整を担うことが示された。

また同じ 10 月には、クライストチャーチ地域再生法案が国会に上程された。同法案は、 旧復興法に特別に付与されていた権限を見直し、クライストチャーチ地域の再生に必要な 権限のみをあらためて規定するものであった<sup>13</sup>。たとえば、被災地の復旧・復興に必要な法

(http://cera.govt.nz/news/2015/regenerate-christchurch-agency-confirmed-25-septemb er-2015) (2015 年 12 月 26 日アクセス)。

10 第 20 条では、「計画案の閲覧場所」と「書面による意見公募の締切日」を市民に公表することを規定していたが、実際にはそれ以上の市民参加手続きがとられた。具体的には、同年 7 月 2 日から 30 日まで意見公募が行われ 2810 件の意見が寄せられた (CERA, 2015b, p. 1; CERA, 2015c, p.4) ほか、少人数のグループから意見を聴くフォーカス・グループ・ミーティングが行われ (CERA, 2015b, p.1)、それらの全ての意見を整理した報告書 (CERA, 2015b) が公表された。

11 地域保健委員会 (DHB) は国立病院を運営するクラウン・エンティティであり、全国に 20 か所設置されている (Ministry of Health 'District Health Boards'

(http://www.health.govt.nz/new-zealand-health-system/key-health-sector-organisation s-and-people/district-health-boards) (2016年3月31日アクセス))。委員は、保健大臣の任命委員と地域住民の公選委員から成る。

12 なお、心の復興については、既に策定済みである「心の復興戦略及び行動計画 (Community in Mind Strategy and related Programme of Action)」に基づき進めていく こととなり、新述では振わないこととなった(CEPA (Creation Christophysels Pageroustion

こととされ、新法では扱わないこととされた (CERA, 'Greater Christchurch Regeneration Bill – Frequently Asked Questions'

(http://cera.govt.nz/recovery-strategy/leadership-and-integration/greater-christchurch-regeneration-bill-frequently-asked-questions) (2015年12月26日アクセス))。

 $^{13}$  権限だけではなく法が適用される「クライストチャーチ地域(Greater Christchurch)」の定義も見直された。旧法では被災 3 基礎自治体と規定されていた(同法第 4 条)が、新法ではそのうち実際に被災した地域に限定して規定された(同法第 4 条)。

改正を迅速に行うことを目的に旧復興法で付与されていた政令で法改正を行う権限は、クライストチャーチ地域再生法案では廃止された。また、クライストチャーチ再生機関の創設や各種再生計画(regeneration plans)の策定についても新法では規定された(後述)。

12月1日には、新体制移行の第一弾として、ビジネス・イノベーション雇用省と土地情報庁がそれぞれ復興庁から業務を引き継いだ<sup>14</sup>。2016年3月1日には、保健省とカンタベリー地域保健委員会が復興庁から業務を引き継ぎ、また首相内閣府の外局であった復興庁がクライストチャーチ地域グループ(Greater Christchurch Group)という同府の内局として再出発をした<sup>15</sup>。

2016 年 4 月 7 日にはクライストチャーチ地域再生法が成立し、復興法廃止日の翌日である 4 月 19 日から施行された。また、4 月 19 日には「クライストチャーチ再生機関」と政府出資株式会社である「オタカロ株式会社 (Otakaro Ltd)」も正式に発足した(Regenerate Christchurch, 2016)  $^{16}$ 。

#### 3. 新体制の概要

復興庁廃止後のクライストチャーチ地域再生の新体制は概ね図1のとおり表される。

既述したとおり、中央省庁では主に首相内閣府・ビジネスイノベーション雇用省・土地情報庁・保健省(カンタベリー地域保健委員会を含む)の4機関が、復興庁の業務を引き継いだ。また、クライストチャーチ市を含む3つの被災基礎自治体・カンタベリー広域自治体・マオリ団体(Te Runanga o Ngai Tahu)は、再生に向けて密接に協力・連携する「戦略的パートナー(strategic partners)」としてクライストチャーチ地域再生法に正式に規定された(同法第4条)。

(http://cera.govt.nz/recovery-strategy/leadership

(http://cera.govt.nz/recovery-strategy/leadership

<sup>14</sup> CERA 'Transfer of CERA Functions to Inheriting Agencies'

<sup>-</sup>and-integration/transfer-of-cera-functions-to-inheriting-agencies) (2015年12月26日アクセス)。

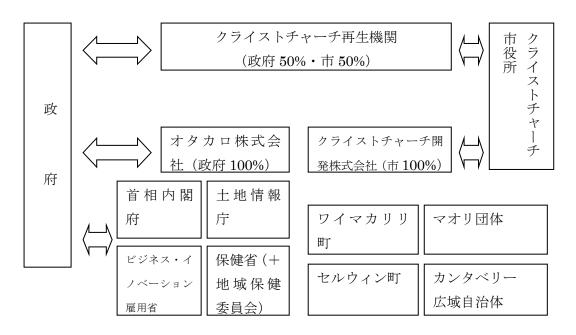
<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> CERA 'Transfer of CERA Functions to Inheriting Agencies'

<sup>-</sup>and-integration/transfer-of-cera-functions-to-inheriting-agencies) (2015 年 12 月 26 日 アクセス) 及び DPMC 'Greater Christchurch Group' (http://dpmc.govt.nz/gcg) (2016 年 4 月 30 日アクセス)。

Otakaro Ltd 'Announcement of Otakaro Limited Chief Executive'

<sup>(</sup>https://otakaroltd.co.nz/news/announcement-%C5%8Dt%C4%81karo-limited-chief-executive) (2016年4月30日アクセス)。

#### 図1 新体制の概要



(出所) Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements (2015) Final Report of the Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements, p.33 より筆者作成。

それらの行政機関等に加え、クライストチャーチ地域の再生を担う公的機関として、「クライストチャーチ再生機関」「オタカロ株式会社」「クライストチャーチ開発株式会社」の3機関が位置付けられた。「クライストチャーチ再生機関」は、政府とクライストチャーチ市が50%ずつ出資して創設した公的機関で、再生計画の立案や再生に関する関係機関への提言を行う(Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements, 2015b, p.33)。「オタカロ株式会社」は、政府が100%出資して創設した株式会社で、クライストチャーチ中心部復興計画に規定された主要プロジェクト(anchor projects)の進行管理を行う(ibid., p.33)。なお、「オタカロ」とはクライストチャーチ中心部を流れる「エーボン川(Avon River)」のマオリ語訳であり、エイボン川に沿って主要プロジェクトが進行しクライストチャーチ中心部の復興が図られていくことを象徴した名称となっている「プ。「クライストチャーチ開発株式会社」は、クライストチャーチ市が100%出資して設立した株式会社(council-controlled trading organisation)で、主に民間投資の誘致を担う(ibid., p.33)

 $<sup>^{17}</sup>$ Otakaro 'Our Vision' (https://otakaroltd.co.nz/) (2016 年 4 月 30 日アクセス)。

<sup>18</sup> クライストチャーチ地域の再生を担う3機関を1つにするのではなく別々に設置したのは、それぞれの組織目的を明確にしておくためであった(CERA、'Greater Christchurch

3つの機関のうち、オタカロ株式会社は、財政法(Public Finance Act)別表第 4A に掲げる機関である。財政法別表第 4A に掲げる機関とは、政府が過半数の株式を保有し上場していない株式会社であり、クラウン・エンティティ法の規定の多くが準用される<sup>19</sup>。また、クライストチャーチ開発株式会社は、地方自治法第 6 条に基づき創設された「地方自治体出資営利機関(council-controlled trading organization)」である。地方自治体出資営利機関とは、先述した地方自治体出資機関のうち営利を目的とした機関である。そして、クライストチャーチ再生機関は、クライストチャーチ地域再生法に基づき創設された機関である。同法に規定されたクライストチャーチ再生機関の概要は次のとおりである。

クライストチャーチ再生機関の理事会は7名の理事で構成され、うち3名はクライストチャーチ市長に、4名は復興大臣に任命される(同法第127条)。復興大臣に任命される1名は、マオリ団体(Te Runanga o Ngai Tahu)の推薦に基づき任命される(同法第127条)。理事長の任期は、2019年6月30日までの約3年間と2019年7月1日から2021年6月30日までの2年間に分かれ、前期の理事長は復興大臣に、後期の理事長はクライストチャーチ市長に任命される(同法第128条)。

クライストチャーチ再生機関は、クライストチャーチ市及び復興大臣と協議しながら、3年毎(2016年度及び2019年度)に中期計画(statement of intent)を、また毎年度に年次計画(statement of performance expectations)と年次報告(annual report)を作成し、クライストチャーチ市と復興大臣に提出する(同法付表第5)。そして、復興大臣はそれらを国会に提出する(同法付表第5)。また、クライストチャーチ再生機関は、情報公開法(Official Information Act)・オンブズマン法(Ombudsmen Act)・公監査法(Public Audit Act)の対象となっている(同法第 136条)。

大臣による理事の任命、中期計画・年次計画・年次報告の作成、情報公開法・オンブズマン法・公監査法の対象であることは、全てクラウン・エンティティ法(Crown Entities Act)に規定されたクラウン・エンティティのそれと同じである。そのほかにも、クラウン・エンティティ法の準用が規定されている部分20もあり、クライストチャーチ再生機関はクラウン・エンティティのガバナンス構造を準用して創設された機関であることがわかる。

さらに、クライストチャーチ市と復興大臣は、クライストチャーチ再生機関に対して、 戦略的方向性や優先事項を示した「期待文書(letter of expectations)」を送付することが できる(同法第 131 条)。期待文書の送付は、原則としてクライストチャーチ市と復興大臣 が連名で行わなければいけない(同法第 131 条)。

#### Regeneration Bill - Frequently Asked Questions'

(http://cera.govt.nz/recovery-strategy/leadership-and-integration/greater-christchurch-regeneration-bill-frequently-asked-questions) (2015 年 12 月 26 日アクセス))。このように組織を機能別に分離して設置する組織編成モデルを機能別モデル(functional model)と呼ぶ(Boston, et al., 1996, p.69-70)。

<sup>19</sup> SSC 'Note on Public Finance Act Schedule 4A Companies' (http://www.ssc.govt.na/cegma2s5) (2016年4月30日アクセス)。 20 同法別表第5の第37項など。

クライストチャーチ再生機関は 2021 年 6 月 30 日に廃止され、クライストチャーチ市出 資機関(council-controlled organisation)に移行する(同法第 121 条及び第 134 条)。

以上の規定に基づき、2015 年 12 月 4 日には、クライストチャーチ芸術センター (Christchurch Art Centre)のチーフ・エグゼクティブであるロバット (Andre Lovatt)氏がクライストチャーチ再生機関の理事長に任命されることが公表された<sup>21</sup>。また、2016年4月15日には他の6名の理事の任命が公表された (Regenerate Christchurch, 2016)。理事長の任命は大臣と市長の共同記者会見により公表され<sup>22</sup>、理事についても大臣と市長のどちらに任命されたのかは、記者発表 (media release)では特に言及されていない (Regenerate Christchurch, 2016)。法律の規定に拘わらず、理事長と理事の任命は大臣・市長の合意のもとで行われたと考えることができよう。なお、オタカロ株式会社の理事長とクライストチャーチ開発株式会社の理事長はともに、クライストチャーチ再生機関の理事に任命された。そのようにして、クライストチャーチ再生機関の理事会を通して3機関の連携・協働体制が整えられた。

4月 14日には初めての「期待文書」が送付され、クライストチャーチ再生機関が取り組むべき優先事項等が示された(Hon Gerry Brownlee and Lianne Dalziel, 2016)。なお、4月 19日のクライストチャーチ再生機関の発足時点では、理事会が任命する同機関のチーフ・エグゼクティブは公募中であった(Regenerate Christchurch, 2016)。

#### 4. 再生計画

旧復興法で規定された復興戦略と各種復興計画に代わり、クライストチャーチ地域再生法は、各種再生計画の策定を規定した。再生計画の策定手続きは、クライストチャーチ市域のみを対象とする再生計画とそれ以外の再生計画とで別に定められており(クライストチャーチ地域再生法第 15 条)、前者の再生計画策定手続きでは、クライストチャーチ再生機関に調整のための各種権限が付与された。以下では、クライストチャーチ市域のみを対象とする再生計画の策定手続きを、旧復興法に基づく復興計画の策定手続きとも比較しながら、概観していきたい。

旧復興法に基づく復興計画は、原則として復興大臣が策定を指示するものであった<sup>23</sup>(旧復興法第 16条)が、再生計画は、原則として被災 3 基礎自治体・カンタベリー広域自治体・マオリ団体(以上、「戦略的パートナー」)、クライストチャーチ再生機関、関係省庁のいず

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> CERA 'Chair announced for Regenerate Christchurch'

<sup>(</sup>http://cera.govt.nz/news/2015/chair-announced-for-regenerate-christchurch-4-decemb er-2015) (2015年12月26日アクセス)。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> CERA 'Chair announced for Regenerate Christchurch'

<sup>(</sup>http://cera.govt.nz/news/2015/chair-announced-for-regenerate-christchurch-4-december-2015) (2015年12月26日アクセス)。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> ただし、クライストチャーチ中心部復興計画だけは、復興大臣の指示をまたずに、復興 法に策定が規定されていた(同法第17条)。

れの機関も策定を申し出ることができる $^{24}$ (クライストチャーチ地域再生法第  $^{14}$  条)。ただし、関係機関との調整を図るため、クライストチャーチ市域のみを対象とする再生計画を策定しようとする機関はクライストチャーチ市・カンタベリー広域自治体・マオリ団体・クライストチャーチ再生機関・オタカロ株式会社・関係省庁にその概要 (outline) を示し、意見を求めなければならない(同法第  $^{29}$  条)。そして、提出された意見及び必要な修正を施した概要をクライストチャーチ再生機関に提出する(同法第  $^{29}$  条)。クライストチャーチ再生機関は意見をもとに必要な修正を施した概要をクライストチャーチ地域再生担当大臣(Minister for supporting Greater Christchurch Regeneration) $^{25}$ に提出する(同法第  $^{30}$  条)。ただし、クライストチャーチ再生機関が策定機関である場合は、オタカロ株式会社の同意を得て、直接大臣に概要を提出する(同法第  $^{29}$  条)。

概要の大臣承認を受けた策定機関は、再び上記関係機関の意見を求めながら、再生計画案 (draft)を策定し、それをクライストチャーチ再生機関が市民に公表する (同法第 33 条・第 34 条)。旧復興法では、計画案の閲覧場所と、書面による意見公募の締切日を市民に公表することを規定していた (同法第 20 条)が、クライストチャーチ地域再生法では、それらに加え、①閲覧・意見公募以外の市民参加機会があれば明示すること、②関係機関から提出された意見を公表すること、を規定した (同法第 34 条)。そして、策定機関は必要な修正を施した再生計画案を再びクライストチャーチ再生機関に提出し、クライストチャーチ再生機関はさらに必要な修正を施した再生計画案を意見書とともに大臣に提出する (同法第 35 条~第 37 条)。ただし、クライストチャーチ再生機関が策定機関である場合は、必要な修正を施した再生計画案を、オタカロ株式会社の同意を得て、直接大臣に提出する (同法第 35 条)。そして、大臣は再生計画案を承認、又は却下する (同法第 38 条)。旧復興法では、大臣は復興計画案に「修正 (changes)」を加えることができたが、新法ではそれはできなくなった。

### 5. 分析

#### (1) 新体制のねらい

以上、クライストチャーチ地域再生の新体制とそこに移行するまでの経緯、そして新法 の規定する再生計画の概要を整理した。

新体制及び新法のねらいは、復興庁を中心とした中央政府主導型から関係機関の連携・協働型へと復興推進体制を移行させ、市民の意見をより反映しやすい体制とすることであった(CERA, 2015c, p.4, p.13)。これは、旧体制及び旧法では中央政府の権限が強く地域

<sup>24</sup> ただし、建築不能地域として政府が買い上げた「レッド・ゾーン地域 (red zone)」に係る再生計画はクライストチャーチ再生機関だけが策定を申し出ることができるなど、いくつかの例外がある(同法第 14 条)。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 担当大臣の名称も、復興大臣(Minister for Canterbury Earthquake Recovery)から変更された。

の意見が反映されていないという批判があったことに対処するものである。中央政府の権限が強すぎるという点は、クライストチャーチ中心部復興計画の策定過程に典型的に見られた。クライストチャーチ市が多くの市民参加を経て策定した同計画案を、主に財源負担の懸念から、復興大臣が修正を命じ、復興庁内に新たに設けた担当部署(Christchurch Central Development Unit: CCDU)に大幅に計画を縮小させ実施させたのである(和田、2014;和田、2015a)。担当部署にはクライストチャーチ市をはじめとする関係機関から職員を出向させ「連携・協働」型であることを強調したが、財源負担が難しいことを理由に中央政府がクライストチャーチ市の計画を縮小させたと解釈されても仕方のない対応であった。

以下では、「中央政府主導型から関係機関の連携・協働・市民参加型へ」という上記のねらいが新体制及び新法においてどのように具現化されているかを、3つの点に分けて確認していきたい。

一点目は、中央政府の権限を縮小し、地方主導の体制を整えるという点である。例えば、中央省庁の一つであった復興庁は政府・クライストチャーチ市共同出資のクライストチャーチ再生機関となり、5年後にはクライストチャーチ単独出資の機関に移行することが新法に明記された。また、旧法の復興計画は大臣が策定を指示するものであったが、新法の再生計画はクライストチャーチ地域の再生を担う機関が必要に応じて策定することができるものに改められた。しかし、クライストチャーチ地域再生法案の審議過程では、中央政府の権限が依然として強いという批判も寄せられた26。再生計画の最終決定には旧法と同様に大臣の承認が必要である点など、新法において中央政府の権限がどれほど縮小し地方に実質的な権限が与えられたのかはさらに分析が必要である。

二点目は、関係機関の連携・協働体制を構築するという点である。中央政府と地方自治体間の垂直的連携体制と、中央・地方のそれぞれのレベルにおける水平的連携体制の2つに分けて見ていきたい。まず、中央政府とクライストチャーチ市の垂直的連携については、クライストチャーチ再生機関の体制に明確に表れている。クライストチャーチ再生機関の理事は担当大臣と市長が概ね半数ずつ任命し、理事長も前期3年は大臣が、後期2年は市長が任命すること、また「期待文書」は大臣・市長の連名で送付することなどが新法に明記され、両者の「協働」機関であることが明確にされている。先に触れたように、実際には理事長と理事の任命は担当大臣・市長の合意によって行われたと考えられ、大臣と市長の相互信頼関係は厚いように見受けられる。本稿執筆中の現在の担当大臣はクライストチャーチ選出の国民党国会議員(男性)であり、市長は元クライストチャーチ選出労働党国会議員であった女性である。所属政党が異なりそれぞれ論客として知られてきた二人が「クライストチャーチの再生」という共通の目的のために連携・協働している点を筆者は高く

18

<sup>26</sup> Stuff.co.nz 'Calls for locally-led regeneration phase of Christchurch's quake rebuild' (http://www.stuff.co.nz/the-press/business/the-rebuild/74992199/calls-for-locallyled-reg eneration-phase-of-christchurchs-quake-rebuild) (2016年4月30日アクセス) など。

評価したい。

次に、関係機関間の水平的連携についても、いくつかの点が挙げられる。第一に、被災 3 基礎自治体・カンタベリー広域自治体・マオリ団体の5者が「戦略的パートナー」とし て新法に規定されたことである。これらの5者は、震災前に都市開発戦略(UDS)を共同 で策定・実施した経緯があり27、それらの実績をもとに移行に関する諮問委員会の提言も踏 まえ「戦略的パートナー」として正式に法定されたものと考えられる。なお、被災3基礎 自治体・カンタベリー広域自治体を含むカンタベリー地域の全 11 の自治体の首長は「カン タベリー市長会(Canterbury Mayoral Forum)」を構成しており、震災後に経済開発戦略 (Economic Development Strategy) を共同で策定・実施している (Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangement, 2015b, p.17, p.34)。以上の実績から、 被災地における自治体間の水平的連携についてはある程度機能していることが考えられる。 第二に、クライストチャーチ市域に関することについては、クライストチャーチ再生機関 に関係機関間の調整権限が付与されたことである。第三に、心の復興については、被災地 の自治体・国出先機関だけではなく民間機関を含む約30機関が共同で委員会を構成し、共 同行動計画を実施していることである。これも震災前から、社会保障・社会福祉サービス を提供する公的機関・民間機関がコミュニティ・リンク (community link) の取組みなど を通じて連携・協働していた(武田,2010)実績に基づくものであると考えられる。第四に、 中央政府レベルの連携については、関係省庁間で定期的な会合がもたれていることである (Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangement, 2015b, p.14)

以上のように、関係機関間の垂直的連携及び水平的連携については、これまでの実績を もとにある程度機能していると考えられるものもあるが、新体制で新たに創設されたクラ イストチャーチ再生機関による調整機能や関係中央省庁間の連携体制など、実際にどの程 度機能しているのかは今後の分析を必要とするものもある。

三点目は、市民参加の機会を増やすという点である。特に、再生計画の策定手続きにおいては、次の2点が指摘できる。第一に、市民に最終案を示し意見を募る前に、関係機関に概要を示し意見を募る機会が設けられたことである。関係機関は、2度にわたって意見を提出する機会が与えられたと捉えることができる。第二に、新法では、旧法の規定以上の市民参加手続きが規定されたことである。具体的には、旧法下の「計画案の閲覧場所」と「意見公募の締切日」の公表に加え、新法下では「閲覧・意見公募以外の市民参加機会があれば明示すること」と「関係機関から提出された意見を公表すること」が規定された。これらの新規定は、実際には旧法下で既に実践されていた市民参加の内容を土台にして規定されたものであった。例えば、「移行計画」の策定過程では、閲覧・意見公募のほかに、少人数のグループから意見を聴くフォーカス・グループ・ミーティングが行われ、それらを含む全ての意見が報告書として公表された(CERA, 2015b)。また、クライストチャーチ

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 都市開発戦略は、5者にニュージーランド交通局を加えた6者により策定・実施された (前述)。

中心部復興計画の策定過程では、計画案を市民に公表する際だけでなく、その前と後、つまり「計画案の作成前」と「計画案の大臣提出後」の3段階にわたって市民からの意見が公募された。その際、各種ワークショップやデザイン・コンテストの開催、専用ウェブサイトの創設、PR チラシの全戸配布をはじめとする多種多様な市民参加手法が採用された28 (和田, 2012b, p.38)。緊急時の市民参加手続きとして通常よりも抑制した規定とされた旧法下の計画策定手続きにおいても、実際には相当程度の市民参加が行われていたのである。ただし、大規模な市民参加を経て策定されたクライストチャーチ中心部復興計画も、策定後に政府によって縮小させられ、市民の意見が十分に反映されたとは言えない計画となった経緯がある。新法下においても、実際にどの程度市民の意見が再生計画に反映され実行に移されていくかは、今後注視していく必要がある。

#### (2) ニュージーランドの地方自治制度における位置づけ

以上見てきたカンタベリー地域再生の新体制のねらいは、ニュージーランドの地方自治 制度の中でどのようにとらえられるであろうか。

一点目の「中央主導から地方主導へ」という点については、ニュージーランドはもともと「分権・分離型」(西尾,2001, p.65)の地方自治制度をとっており、授権された範囲内において地方自治体の権限の強い国であった。地方自治体の財源の約85%は自主財源であり29国に依存していないため、長期計画(long term plan)や年次計画(annual plan)の策定に際して、自治体は大臣承認を必要とせず、市民の意見に基づき計画を策定することができた。カンタベリー地震の復興計画の策定においては、通常と異なり、計画の実現に多額の国費を要することが予想されたため、大臣承認を必要とすることが規定された。このように、震災という緊急時に対応するため一時的に中央集権的となった体制をもとの「分権・分離型」の体制に戻すことが、新法のねらいであるととらえられる。

二点目の「関係機関間の連携・協働」については、1999 年末~2008 年のクラーク労働党政権下で着手され、2008 年末~現在のキー国民党政権下においても強力に推進されている公的部門改革の一環であるととらえられる(和田, 2013)。1984 年に誕生したロンギ労働党政権はニュー・パブリック・マネジメント(New Public Management: NPM)と呼ばれる民間原理の導入を柱とする公的部門改革を実施したが、関係機関間の縦割り(administrative silo)を招いたことが一つの弊害として指摘されたことから、1999 年末以降のクラーク労働党政権、そして 2008 年末以降のキー国民党政権ではそれらの間の連携・協働を推進する公的部門改革を実施している(和田, 2013; 和田, 2015b)。特に、カン

<sup>28</sup> 特に「Share an Idea」と呼ばれた原案作成前の意見公募手続きでは市民 2.2 人に 1 件という高い割合で意見が寄せられた。その市民参加の実績から、クライストチャーチ市は 2011 年にオランダの国際団体から「協働賞 (Co-Production Award)」を受賞した (和田, 2012a)。

<sup>29</sup> Local Government New Zealand 'Local government finance and expenditure' (http://www.lgnz.co.nz/home/nzs-local-government/new-section-page/) (2016 年 4 月 30 日アクセス)。

タベリー地震発生以後は、同地震の復興行政における関係機関間の連携・協働の好事例を「クライストチャーチの革新 (Christchurch Innovations)」としてキー政権が積極的に発信し、他の行政分野・公的機関においても実践するよう促している(和田, 2013)。

三点目の「市民参加機会の増加」については、「分権・分離型」で国の地方自治体への関与の少ないニュージーランドにおいては、もともと地方自治体は市民の意見を計画に反映させることが容易であった。長期計画や年次計画の策定時には「特別協議手続き(special consultative procedures)」と呼ばれる市民参加手続きを経ることが地方自治法に規定されており、実際に多くの意見が書面や公聴会を通じて寄せられていた。そして、それらの意見を踏まえて計画案が修正されることが通例であった。そのように、平時に活発な市民参加が行われていたからこそ、震災時の旧復興法において平時よりも抑制された市民参加手続きが規定されていても、本稿で指摘したような活発な市民参加が行われたと考えることができる(和田、2012a)。一点目で見たように、復興計画の策定時には平時よりも大きな権限が中央政府に付与されていたため、多くの市民参加を経て策定された復興計画が中央政府の意向により変更される事態が生じたが、今後、新体制の下でもとの「分権・分離型」の体制に戻ることができれば、従来どおり市民の意見を反映した計画を地方自治体が策定できるようになることが考えられる。

### 6. 結びに代えて

本稿では、クライストチャーチ地域の再生に向けた今後5年間の新体制及び新法のねらいを確認するとともに、それらのニュージーランド地方自治制度における位置づけを整理した。カンタベリー地域の復興・再生は、復興庁が廃止されるまでの5年間で終了したのではなく、今後少なくとも5年間にわたって継続していくものであることが理解される。

ニュージーランド政府は、5年後の 2021 年までに平時の体制への復帰を目指すことを、「移行計画」の中で表明している (CERA, 2015c, p.12)。今後5年間にクライストチャーチ地域再生の新体制が本稿で確認したねらいのとおりに機能するのか、従来の分権・分離型で市民参加度の高い地方自治体が復活するのか、関係機関間の連携・協働の体制が進展するのかなど、今後ともカンタベリー地震の復興行政の状況を注視していく必要があると言えよう。

### <参考文献>

Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements (2015a) First

Report to the Minister for Canterbury Earthquake Recovery Christchurch.

Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements (2015b) Final

Report of the Advisory Board on Transition to Long Term Recovery Arrangements

- Christchurch.
- Boston, J., et al. (1996) *Public Management: The New Zealand Model* Auckland, Victoria University Press..
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2014a) Annual Report 2014 Christchurch.
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2014b) Community in Mind: Strategy for rebuilding health and wellbeing in Greater Christchurch Christchurch
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2014c) Greater Christchurch Recovery: Briefing to Incoming Ministers 2014 Christchurch.
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2015a) Community in Mind: Shared Programme Christchurch
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2015b) *Draft Transition Recovery*Plan: Submission Summary Report Christchurch
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2015c) Greater Christchurch

  Earthquake Recovery: Transition to Regeneration (Transition Recovery Plan)

  Christchurch
- Canterbury Earthquake Recovery Authority (CERA) (2015d) *The Greater Christchurch*Regeneration Bill: Briefing to UDSIC 6 November 2015 Christchurch
- Development Christchurch Ltd (2015) Statement of Intent for the year ending 30 June 2016 Christchurch
- Hon Gerry Brownlee and Lianne Dalziel (2016) Letter of Expectations for Regenerate Christchurch Christchurch.
- New Zealand Government (2012) Pre-Introduction Parliamentary Briefing: State Sector Reform (Public Finance) Bill Wellington.
- Regenerate Christchurch (2016) Regenerate Christchurch Board Announced (Media release: 15th April 2016) Christchurch.
- 武田真理子(2010)「ニュージーランド社会保障・社会福祉制度の動向と「コミュニティ・リンク」の設立」『ニュージーランド・ノート』第 11 号、pp.51-60。
- 西尾勝(2001)『行政学(新版)』有斐閣。
- 和田明子(2012a)「ニュージーランド・カンタベリー地震の復興行政に対する公的部門改革の影響」2012年度日本行政学会研究会・分科会B報告ペーパー。
- 和田明子(2012b)「地震災害に対するニュージーランド政府及び地方自治体の対応ー復興 法・復興庁・復興計画を中心に一」『ニュージーランド・ノート』第14号、pp.30-44。
- 和田明子 (2013) 「カンタベリー地震の復興行政と公的部門改革 $\sim$ 2012 年の動向を中心に  $\sim$ 」『ニュージーランド・ノート』第 15 号、pp.27-38。

- 和田明子 (2014)「カンタベリー地震の復興行政~復興戦略・復興計画を中心とした 2013 年中の動向『ニュージーランド・ノート』第 16 号、pp.8-15。
- 和田明子 (2015a) 「カンタベリー地震復興庁をめぐる 2014年の動向」 『ニュージーランド・ ノート』 第 17 号、pp.35-47。
- 和田明子 (2015b)「キー政権下の公的部門改革~改革の国際的動向にどう位置づけられるか~」『日本ニュージーランド学会誌』第 22 巻、pp.3-15。

#### 【ニュージーランド短期留学報告】

宝 物

萩田 茜 (東北公益文科大学公益学部4年)

ニュージーランド短期留学(2015 年 2 月 12 日 $\sim$ 3 月 9 日)のことを綴るとなると、思い出が多すぎて何から話していいか分からないほどだ。私はこの短期留学を経験し、多くのものを得ることとなった。

私のホストファミリーは、両親と 7人の子ども、1人の孫、2匹のチワワと 2匹の猫の大家族である。長時間のフライトを経てたどり着いたニュージーランドで、初めてホストファミリーと対面したあの時のことを、今でも鮮明に覚えている。迎えに来てくれた Charleen (母) に準備してきた挨拶の言葉をたどたどしく口にすると、いよいよホームステイが始まるのだというワクワクと緊張で胸がいっぱいになった。自宅へと向かう車に乗り込むと、当時 7歳の Elizabeth (四女) と 1歳の Kyla (孫) と 0歳の Hope (五女) が乗っていた。おしゃべりな Elizabeth と Charleen のやりとりは上手く聞き取れなかったが、車内がとても賑やかだったため、だんだんと緊張が薄れていった。

ここから始まった Seiuli ファミリーとの生活は、私にとって波乱万丈であった。ホームステイ中いつも私の隣にいてくれた Elizabeth は、元気で明るいおてんば娘だ。ホームステイ初日、まだ荷物の整理もつかないうちから私を庭へ連れ出し、トランポリンで暗くなるまで遊んでいたのが大変懐かしい。「I'm rose!」「I'm butterfly!」と言い合ってから始まる戦いごっこが好きなようで、暇さえあれば遊んでいた。Elizabeth は私に簡単な言葉を選んで、ゆっくりと話してくれた。理解できなかった言葉を私が繰り返すと、何度も丁寧に教えてくれたため、大変勉強になった。同時に、7歳とは思えない、なんて思いやりのある人なのだろうと感心した。私は少し年の離れた妹ができたようで、本当に嬉しかった。

また、Seiuliファミリーは本当にアクティブで、短い滞在期間の間に多くの場所に連れて行ってくれた。Issac(長男)Benjamin(次男)Jemma(三女)のバスケットボールの試合やピクニック、買い物、牧場、ブルーベリー畑、バーベキュー、パーティーなどなど…。特に教会に関しては、ほぼ毎日行っていた。教会のステージでは、歌やバンドの演奏が行われたり、お祝い事が行われたりした。定期的に、地元の子どもたち(~25歳くらい)によるゲームも行われていた。人種や年齢の異なる多くの人が集う教会は、私にとって出会いの場となった。はじめのころは見事に人見知りを発揮してしまい、会話も受け身になっていた。しかし下手で当たり前なのだから、自分から話しかけてみようという気持ちになり、積極的になることができた。ここで出会った人たちと仲良くなりたいという思いが、そうさせたのだろう。おかげで私は、本当に多くの人と会話を交わすことができた。

教会でのゲームでは、特にコミュニケーション力が養われたように思う。上手く会話が

できなくても、ゲームを通して友達を増やすことができた。ニュージーランド滞在の終盤、何度目かのゲームに参加していた時、突然 Jemma が「Akane!」と言って手を引きながら走ってくれた。普段名前を呼ぶことがなかった Jemma が名前を呼んでくれた時、涙が出るほど嬉しかった。友達もいつの間にか私の名前を覚えてくれて、驚きと嬉しさが混じった、初めての気持ちになった。

帰国する前日、ホストファミリーがお別れ会をしてくれた。夕飯の時には、家族ひとりひとりから質問を受けた。日本とニュージーランドの違いや、何を学ぶことができたか、美味しかった食べ物は何かなど、ユニークな質問もあった。このように、私が英語を話すきっかけを与えてくれたことも感謝している。そのあと私から手紙を読み、やっと帰国するのだと実感が湧いた。突然 Benjamin が、漢字で私の名前はどう書くのか尋ねてきた。紙に書いて教えると、数分後"萩田茜へ""べんじぃより"と書いた手紙をプレゼントしてくれた。ほかのみんなも、思いを言葉にして伝えてくれ、胸が熱くなった。私は典型的な日本人体質で、これまでは素直に話せないことが多々あったが、この留学を通して、思いは言葉にしないと伝わらないということを実感した。留学中に狩野先生が話してくださった「いい意味で空気を読まない」ことは、本当に大切だと感じた。

涙の中荷造りをしていたら、もう寝ているはずの Elizabeth が私の部屋へ泣きながらやってきた。本当の家族のように慕ってくれた Seiuli ファミリーとの別れは本当に辛かった。

この短期留学を通して、私は多くのものを得ることができた。正確な英文法を身に付けられたかは不確実だが、人と人とのコミュニケーション力は向上したといえる。そして何より、ニュージーランドにもう一つの家族と友達という宝物をつくることができた。現在でも、フェイスブックや何度かの手紙を通して繋がりを保っている。今では Seiuli ファミリーや友達とたくさん話したいという気持ちが、英語やニュージーランドの政治・文化などを学ぶモチベーションとなっている。あの時、短期留学の参加を決意して本当に良かった。もともと英語が苦手な私が、得意の大きなリアクションで乗り切ることができたのだ。この経験を自信にし、これからも外の世界に視野を広げ、挑戦を続けていきたい。





#### 【ニュージーランド短期留学滞在記】

#### インターンシップ・イン・ニュージーランド

横山美瑠姫 (東北公益文科大学公益学部3年)

2015年2月13日から3月16日までの約1ヶ月間、ニュージーランドに留学をしてきた。最初の2週間はワイカト大学での語学研修、その後1週間はオークランドでのインターンシップだった。

これから、私のニュージーランド生活の最後1週間を綴っていこうと思う。なぜ、最後の 1週間なのか。それは、私にとって海外でのインターンシップは初めての経験だったからだ。 その初めての経験の記録をここに残そうと思ったのだ。

私は、Kiwi Valley Farm Park という農場の動物園のような所でインターンシップを行った。 初めて名前を聞いた時は、「キウィのいる農場の公園」と直訳しすぎて、「キウィって農場 にいる動物なの?」「そんな身近に感じる動物なの?」といった疑問ばかりが出てきて全く 想像がつかなかった。キウィという動物は、ニュージーランドの国鳥なのだ。しかし、ニュージーランドの生活を通して"Kiwi"という単語には"ニュージーランドの"という意味があることを知った。ここで初めてキウィとは関係ないことに気付いた。

初めての出勤日。私は2人の先輩と、期待と不安を抱きながら Farm Park の扉を開けた。そこには、1人の妊娠している女性が立っていた。彼女の名前は Crystal だ。私たちの担当者で仕事の基本的なことを教えてくれた。指定のTシャツを受け取り、奥へ進むと中学・高校生くらいの子たちが仕事をしていた。お互いに自己紹介を済ませ、次に施設案内へと移った。Kiwi Valley Farm Park には、ウサギ、モルモット、ラット、鶏、アヒル、豚、牛、馬、ヤギ、オポッサムと数多くの動物がいた。やはり通常の動物園とは異なり、動物の種類が農場などに多くいる動物を扱っていた。一通り案内が終わり、早速私たちに仕事が与えられた。それは、これらの動物とお客様をふれあわせることだ。もちろん、お客様は日本人ではない。語学研修の時とは異なり、日本語に頼ることはできない。ある程度の動物とのふれあい方を教わってから、お客様が来る場所へと移動した。するとすぐに親子のお客様が来た。私は、緊張から言葉を発することが出来なかった。すると、それを見ていた Crystal から「You say "Would you hold any animals?" to customer.」と言われた。きっと、何も出来ずに立ち尽くしていた私を助けてくれたのだろう。しかし、これをきっかけにお客様へ積極的に話しかけやすくなった。緊張も徐々に減っていき、動物とふれあわせることだけを仕事にせずに、お客

様との会話も増やしていった。インターンシップの前の語学研修がしっかりと身についていたのか、聞き取りはそんなに難しくはなく、簡単な会話だったら楽しく話すことができた。そして、慣れてきた頃に嬉しい出来事があった。それは、動物に触れることを恐れていたお客様に対して、ここの動物の安全性や可愛さを伝えたことで、恐怖心を失くし動物とのふれあいを楽しんでもらったことだ。そのお客様というのは、4歳くらいの女の子で小さな動物を触ることも拒んでいた。しかし、私は動物への恐怖心を残したままにしてほしくなく、女の子の目の前にモルモットを持っていき、「動物は恐くないんだよ」ということを伝えた。この気持ちが伝わった時は、嬉しさでいっぱいだった。女の子にも帰り際に「Thank you」と笑顔で言われ、インターンシップ初日から、良いスタートを切れたと感じた。

2日目は、午前中に初日と同様の仕事を任され、午後からは新しい仕事を任された。それは、動物の小屋掃除とえさやりだ。私は、14歳のスタッフの女の子と一緒にウサギとモルモットの小屋掃除とえさやりを行った。やり方を教わりつつ分担しながら作業を進め、無事に小屋掃除を終えることが出来た。振り返ると、スムーズに作業を進めていったとは言えないが、コミュニケーションをしっかりとったことで問題なく終えることが出来たのだと改めて感じる。

3日目に入ると、ふれあい会場の仕事は完全に慣れてしまった。緊張もなくなり、お客様との会話にも余裕が出てきていた。さらに、この日は、日本のことに詳しいお客様との出会いがあった。お客様のほうから「日本人ですか?」と日本語で質問され、はっきりと「Yes!」と答えたことを今でも覚えている。この瞬間、私とお客様との間に笑いが生まれた。それから、出身地についてや日本の名物、なぜニュージーランドにいるのかなど、様々な話をした。この経験は、語学力の向上へとつながっただろう。午後からは、また別の仕事が与えられた。与えられたのは、馬を別の場所へと移動させるものだった。馬の扱い方は難しく、後ろに立ってしまったり、いきなり触れたりすると思いきり暴れるとのことだった。しかし、馬とふれあう手順さえしっかりしていれば問題はない。みんなそれぞれに馬が渡され、私には妊娠している馬が渡された。お腹の中に赤ちゃんがいることで歩くのも遅く、みんなとの距離が離されてしまい無事たどり着けるか不安だったが、みんなが待っていてくれたので心強かった。

私は、ホームステイ先の事情により4日間のインターンシップだった。そして最終日。最後は、今まで行ってきたことを全て行った。このインターンシップの総集編といっていいだろう。午前中は、動物とお客様をふれあわせ、午後からは動物の小屋掃除、えさやり、馬の場所移動など4日間で多くのことを学び、成長できたと実感できた。

Kiwi Valley Farm Parkでは、動物の世話をすることで命の大切さ、健康管理の大変さに気付くことができた。また、動物と人間がふれあうことで、動物の持つ癒しの力というものを身近で感じられた。動物とふれあったお客様は、子どもから大人までみんな笑顔で帰って行く。みんなを笑顔に出来る、そのような職場でインターンシップをできたことは大変嬉しいことだ。さらに、海外でのインターンシップは、職場の方にも、お客様にも日本語が使えないという環境が当たり前でそのような状況が、語学力・リスニング力・コミュニケーション力を非常に向上させてくれたと感じる。学校で学ぶ語学研修やホームステイでの会話とは異なり、お客様との会話は教科書や電子辞書が手元にあるわけではないため、その場でのリスニング力や語学力が重要となってくる。これらが自然と身についてくれば、積極性が高まり、コミュニケーション力の向上へとつながるのだ。この経験を通して得た知識やスキルは、私自身の大きな糧となり、これからの生活で役立てることが出来るだろう。また、ここでの成長を無駄にしたくないので、これからも様々なことに挑戦し続けたい。

最後に、初めての経験は大きな財産を残してくれると知った。

#### 【編集後記】

#### ニュージーランド研究所活動報告

東北公益文科大学ニュージーランド研究所は、社会保障・福祉、環境、行政など数多くの分野で先駆的な政策の実施で知られるニュージーランドから公益の視点を学ぶため、大学開学翌年の2002年5月に開設されました。現在は、公益総合研究センターの研究プロジェクトの一つとして位置付けられていますが、2016年度からはマルチプロジェクト研究機構のプロジェクト研究所の一つとして位置付けられる予定です。

- 1. 活動報告
- (1) 2014年度
  - ① 公開研究会の開催
- 1) 第 37 回研究会

日時:2014年5月16日(金)18:30-20:00

場所:本学酒田キャンパス・中研修室2

内容:山岡道男(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授・本学ニュージーランド研究所学外研究員)「1年間の在外研究を終えて:オークランド大学ニュージーランド・アジア研究所での研究活動」

山岡テイ (情報教育研究所所長・立正大学非常勤講師)「ニュージーランドの小児病院における医療保育士とボランティアの活動:オークランド・マヌカウ・ウェリントン・クライストチャーチでの調査報告」

2) 第38回研究会(日本ニュージーランド学会・ニュージーランド学会との合同研究会)

日時: 2014年10月11日(土) 13:00-16:30

場所:岐阜大学地域科学部

内容:塩田晴康(ニュージーランド学会)「香りの分析研究から NZへ」

山岡道男(日本ニュージーランド学会)「写真と動画で見るピーター・バック(テ・

ランギ・ヒロア):現地調査|

和田明子(本学ニュージーランド研究所)「キー政権下の公的部門改革」

3) 第39回研究会~公開シンポジウム「ニュージーランド・カンタベリー地震の復興に学ぶ~庄内地域の防災について考える~」

日時:2015年2月11日(水・祝)13:00-16:00

場所:本学酒田キャンパス・中研修室2

内容:植村善博(佛教大学教授)「クライストチャーチの震災と復興計画」

近藤真(岐阜大学教授)「ニュージーランドの非核政策と原発問題」 武田真理子(本学准教授・ニュージーランド研究所研究員)「生活支援の視点から の復旧・復興」

特別講演: 宮崎智世 (ニュージーランド大使館大使付エグゼクティブオフィサー・ニュージーランド研究所学外研究員)「東日本大震災被災児童自立支援プロジェクト『Support Our Kids』: ニュージーランド大使館としての取組み」

- ② 機関誌『ニュージーランド・ノート』の発行 第17号を発行しました。
- ③ 助成金の獲得

庄内開発協議会より「平成 26 年度公益のふるさとづくり活動補助金」を受け、第 40 回研究会 (公開シンポジウム「ニュージーランド・カンタベリー地震の復興に学ぶ~庄内地域の防災について考える~」) を開催するとともに、『ニュージーランド・ノート』第 17 号 (特集「カンタベリー地震の復興に学ぶ」) を発行することができました。

#### (2) 2015年度

- ① 公開研究会の開催
- 1) 第40回研究会(日本ニュージーランド学会・ニュージーランド学会との合同研究会)

日時:2015年10月10日(土)14:30-17:00

場所:本学鶴岡キャンパス・大学院ホール

内容: 千手正治(常磐大学准教授)「犯罪被害者に対するワンストップ支援の観点からみたニュージーランドにおける民間被害者支援団体(VS)の活動」

植村善博(佛教大学教授)「北島、マヌワツ地域の海成段丘と活褶曲」

Timothy Bunting (本学助教・ニュージーランド研究所研究員)「New Zealand and Japan from a viewpoint of a New Zealander living in Shonai」

- ② 監修その他
- 1) ニュージーランド親子留学を手掛ける任意団体の「ニュージーランド紹介パンフレット」を監修しました。
- 2) NHK「ニュース・シブ 5 時」の中で「ニュージーランド国旗変更国民投票」を解説するコメントを和田明子所長が提供しました。
- 2. 研究所員(2016年2月現在)
- (1) 学内研究員: 呉尚浩、澤邉みさ子、武田真理子、竹原幸太、遠山茂樹(副所長)、水

田健輔、森彰夫、和田明子 (所長)

(2) 学外研究員:石原俊彦(関西学院大学大学院教授)

岡田良徳(大東文化大学教授・元日本ニュージーランド学会長)

小松隆二 (本学名誉教授・元ニュージーランド研究所長・元日本ニュージーランド学会長)

斉藤達雄 (元ニュージーランド研究所長)

高橋康昌 (群馬大学名誉教授・元日本ニュージーランド学会長)

原田壽子(立正大学名誉教授、元日本ニュージーランド学会長)

宮崎智世(ニュージーランド大使館大使付エグゼクティブ・オフィサー)

宮本 忠 (三重大学名誉教授・前ニュージーランド研究所長)

山岡道男(早稲田大学教授・日本ニュージーランド学会長)

(3)院生研究員:高橋範行(関西学院大学大学院生・岩手県北上市役所職員)

# ニュージーランド・ノート 第 18 号

2016年3月31日発行

発行所 東北公益文科大学 ニュージーランド研究所 〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町14番1号 電話0235-29-0555